

2018年5月号 山本拓レポート

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

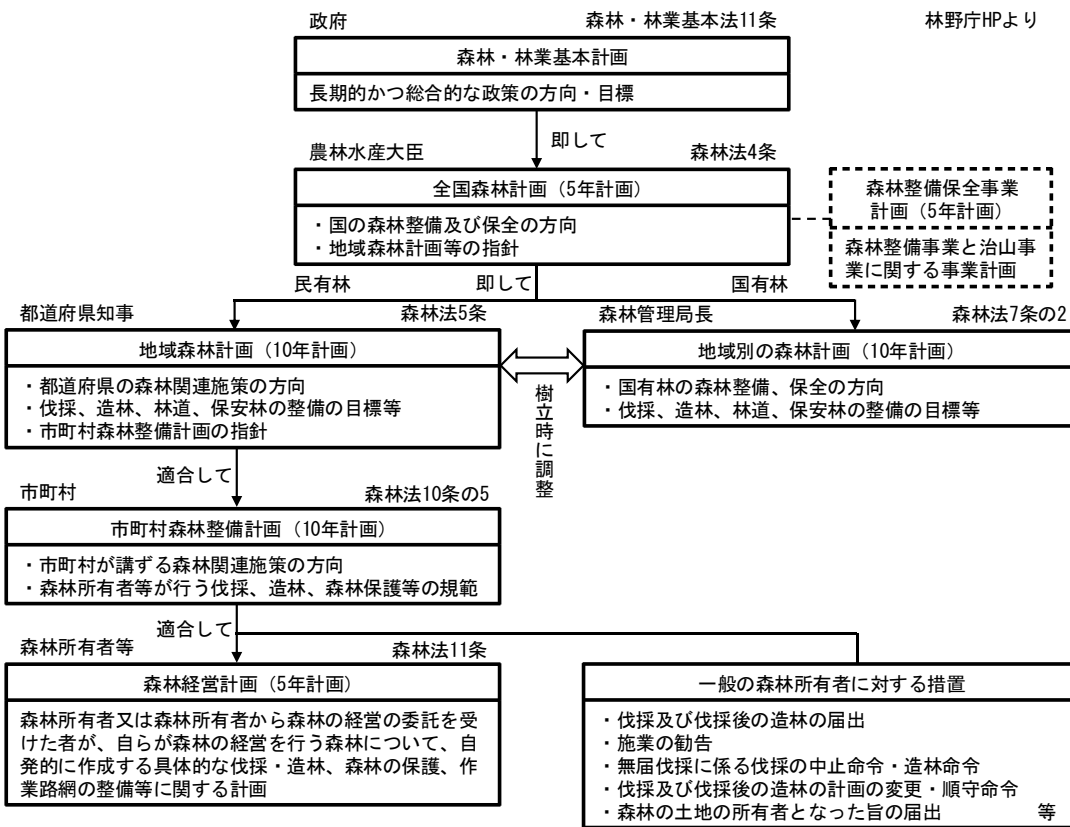
takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

山本拓福井事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

森林計画制度の体系



現在の森林計画制度は、森林・林業基本法11条に基づく「森林・林業基本計画」を基礎に、農林水産大臣が森林法4条に基づき「全国森林計画」を定めることとなっています。

国有林については「全国森林計画」に即して、各地方森林管理局長が森林法7条の2に基づき「地域別の森林計画」を定めます。

民有林については「全国森林計画」に即して、都道府県知事が森林法5条に基づき「地域森林計画」を策定し、市町村は、その「地域森林計画」に適合するよう、森林法10条の5に基づいて、「市町村森林整備計画」を定めます。

森林所有者やその委託を受けた者は、「市町村森林整備計画」に適合するよう、森林法11条に基づき、「森林経営計画」を策定し、市町村からの認定を受け、実際の森林整備を行うこととなります。

森林計画制度の歴史

| | 内容 | 目的等 |
|-------|--|---|
| 1951年 | 第3次森林法制定 国（農林大臣）・都道府県（知事）による森林計画制度創設 | 造林未済地の解消 |
| 1962年 | 森林法改正 農林水産大臣は「全国森林計画」、都道府県知事は「地域森林計画」を立てる | 森林資源の保続と森林生産力の増大 |
| 1964年 | 林業基本法制定 林業総生産を増大・生産性向上を図ること等を目標とした | 都市と農山村の格差を食い止めるための林業の振興 |
| 1968年 | 森林法改正 森林所有者による「森林施業計画」制度の創設 認定を受けた森林施業計画に従って実施する森林施業に税制、補助等の優遇措置 | 個々の森林所有者の自発的な意欲による森林施業の促進 旺盛な木材需要に対応した国産材の |
| 1998年 | 森林法改正 全ての市町村が「市町村森林整備計画」を策定することとなり、「森林施業計画」の認定、伐採届の受理等の森林整備に関する権限が都道府県（知事）から市町村（長）に委譲 | 個々の地域の实情に即して森林所有者等に対する指導や監督を進めるための森林整備に関する市町村の役割の強化 |
| 2001年 | 森林・林業基本法 制定 (林業基本法改正) | 政府による「森林・林業基本計画」の策定 |
| | 森林法改正 | 「森林施業計画」の策定が森林所有者以外でもその委託を受けた者であれば計画策定が可能となる |
| 2011年 | 森林法改正 「森林施業計画」制度から「森林経営計画」制度へ | 持続的森林経営の確保 |

「平成25年度森林・林業白書」（林野庁）参照

森林の現状

現在の日本の森林面積は2,508万haで、日本全体の面積3,780万haの約66%を占めています。

国有林は767万haで、そのうち、人工林は233万ha、天然林は471万haとなっています。

一方、民有林は1,740万haで、そのうち、人工林は796万ha、天然林は871万haです。

| | 総数 | 国有林 | 民有林 |
|------|-----------|----------|-----------|
| 総数 | 2508.1万ha | 767.4万ha | 1740.7万ha |
| 人工林 | 1028.9万ha | 232.7万ha | 796.2万ha |
| 天然林 | 1342.9万ha | 471.7万ha | 871.2万ha |
| 無立木地 | 120.1万ha | 62.9万ha | 57.2万ha |
| 竹林 | 16.1万ha | 0.0万ha | 16.1万ha |

「森林資源の現況（平成24年3月31日現在）」（林野庁）より

森林経営管理法案の概要

2018年、森林経営管理法案が国会に提出され、衆議院で可決、現在は参議院で審議されています。

この法案により、市町村に森林経営管理に関する権限が新たに加わり、森林整備の主体は市町村になることとなりますので、その役割は更に大きくなります。

【目的】

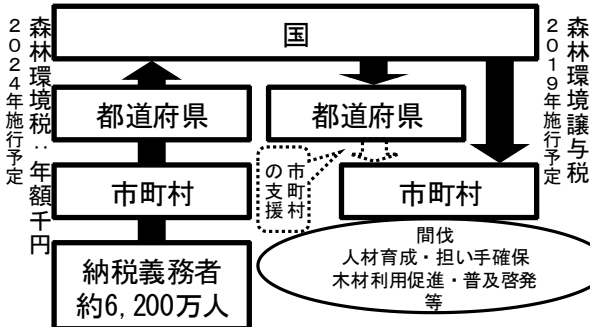
林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立

【概要】

- ① 森林所有者の適切な森林経営管理の責務を明確化する。
- ② 森林所有者が経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受けて、意欲と能力のある林業経営者に再委託できるようにする
- ③ 再委託できない森林・再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が自ら経営管理できるようにする。
- ④ 所有者不明森林を一定の手続により市町村が経営管理権を設定することを可能とする。

森林環境税・森林環境譲与税の創設

森林整備に関し新たな権限が市町村に付与されるのに伴い、市町村等の森林整備等に活用される財源として、森林環境税と森林環境譲与税が導入されることとなります。



森林環境税は、国内に住所を有する個人を対象に、一人当たり年額1,000円、全体で年間約600億円を国税として納めていただくものです。

森林環境譲与税は、森林環境税で納めていただいた年間や約600億円全額を、市町村へ90%、都道府県へ10%の割合で、一定の基準に従って配分し、市町村等は間伐等の森林整備や木材利用の促進等の取組を行うこととなります。

税を活用して行うので、どのような事業に活用するかは、市町村等がインターネット等により公表します。

森林は、地球温暖化対策、国土保全・水源涵養、木材の生産等の様々な機能で国民生活・経済に貢献を果たしています。しかし、森林はしっかりと整備を行わなければその機能を十分に発揮できません。

前述の森林経営管理法とこの森林環境譲与税により、今まで適切に管理されていなかった森林についても市町村が中心となり、整備が進められることとなります。

なお、森林環境譲与税の市町村等への配分は2019年度から、森林環境税の徴収は2024年度から開始される予定となっています。

地球温暖化対策計画(2016年5月13日閣議決定)

地球温暖化防止の国際的な枠組であるパリ協定の温室効果ガス排出削減・吸収量確保の目標達成のため、政府は、2016年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

同計画においては、森林吸収源対策における森林整備の更なる促進に加え、「木質バイオマス利用の推進」として、「木質バイオマスの効率的かつ低コストな収集・運搬

システムの確立」の措置を講ずると明記されています。木質バイオマス発電・熱利用の促進も重要となりますが、その資材となる木質チップ等は、その利用の拡大により、国内での安定供給が難しくなり、輸入に頼っているのが現状です。それでは、国内における森林吸収源対策になりませんし、地域の経済にとってもプラスになりません。

そこで、今まで経済的に不利等の理由で整備が行われてこなかった森林について、新しい森林経営管理法と森林環境税・森林環境譲与税で、市町村等が今まで手付かずだった森林等において適切に間伐等を行い、間伐材をしっかりと木質バイオマスとして活用できる安定供給体制を構築することが必要です。

【地球温暖化対策計画の主な内容】

- ◎ 森林吸収量の目標
2030年度：約2,780万t-CO2以上
- ◎ 森林吸収源対策
 - ・健全な森林の整備
 - ・保安林等の適切な管理・保全の推進
 - ・効率的かつ安定的な林業経営の育成
 - ・国民参加の森林づくり等の推進
 - ・木材及び木質バイオマス利用の推進
- ◎ 木質バイオマス利用の推進
木質バイオマスの効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立

木質バイオマスの効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立のために今後必要な対応

① 無人運転の導入

木質バイオマスの運搬コストの低減化には、林道等における運搬の無人運転の導入が不可欠です。これまでのような製材としての木材のみならず、間伐等により生じる製材とならない木材や枝葉も含めた自動運搬システムの構築と導入促進を図っていかなければなりません。

② 林道の通行止めは森林管理者が常時判断可能

無人運転車両等の活用を含め、効率の良い木質バイオマスの運搬の実現のためには、林道等を本来の用途である森林経営管理にしっかりと使えることが前提となります。しかし、一般車両が走行することができる林道等については、林業等の施業に用いる場合でも、道路交通法上、警察の許可が必要となると誤解されていることがあります。

実際には、林道においては、普段は一般車両が通行でき道路交通法の対象となっている場合であっても、林道管理者が通行止め等を常時判断できるため、林道における作業が必要な期間は、林道管理者が通行止めにした上で、安全かつ迅速に作業ができることになっています。

③ 民有林と国有林の連携の更なる強化

効率的な木質バイオマスの収集・運搬のためには、近接する国有林と民有林で森林整備の時期を調整し、一度で多くの間伐材等を効率よく運搬することが必要です。

そのためには、国有林に関して各地方の森林管理局長が定める「地域別の森林計画」と、民有林に関する「地域森林計画」や「市町村森林整備計画」等における連携を促進させていかなければなりません。

現場レベルでの連携は勿論ですが、それを実現するために、農林水産大臣が定める民有林・国有林の共通の計画である「全国森林計画」等において、しっかりと規定して連携の促進を図らなければなりません。

国土の約66%を占める森林を守り育み、森林資源を最大限活用できるよう、取り組みを進めてまいります。